

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部金融課）

制 度 名	特別貸付けに係る金銭消費貸借契約書における税制上の所要の整備								
税 目	印紙税 (租税特別措置法 91 条の 4、租税特別措置法施行令第 52 条の 3)								
要 望 の 内 容	<p>株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）が激甚災害により被害を受けた者に対して行う国の制度によらない災害復旧資金の貸付けにおける金銭消費貸借契約書に係る印紙税を他の公的貸付機関及び民間金融機関と同様に非課税とする。</p>								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ －百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ －百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－百万円	（制度自体の減収額）	（ －百万円）	（改正増減収額）	（ －百万円）	
平年度の減収見込額	－百万円								
（制度自体の減収額）	（ －百万円）								
（改正増減収額）	（ －百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 激甚災害により被害を受けた中小企業者等の復旧等のための資金調達に係る負担を軽減するもの。</p> <p>(2) 施策の必要性 本要望を措置することにより、激甚災害により被害を受けた中小企業者等の着実な復興を促すもの。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		政策の達成目標	激甚災害により被害を受けた中小企業者等の復旧等のための資金調達に係る負担を軽減する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同様)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	激甚災害により被害を受けた中小企業者等に広く活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	激甚災害により被害を受けた中小企業者等の復旧等のための資金調達に係る負担が軽減される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本要望は、商工中金が激甚災害により被害を受けた者に対して行う国の制度によらない災害復旧資金の貸付けにおける金銭消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする措置を講ずるもの。激甚災害により被害を受けた中小企業者等が復旧等のために行う資金調達に係る負担を軽減するものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—